

指定管理者利用料金制に係る主な各課意見

1. 施設全体

(利用料金)

- ・施設の性格や態様、管理受託者の経営努力等違いがあるため料金設定の基準をどのように定めるのか課題。
- ・利用料金値上げは施設・設備の現状等から利用減につながるリスクがある。
- ・利用料金値上げに伴う増収分を職員等の処遇改善に充てることは、市民理解を得られない。
- ・収入源とならない市の減免使用が制限される可能性がある。
- ・使用料の額を下げることは、現行の料金が近隣類似施設と比較しても安価であることから適当でない。

(リスク)

- ・施設の老朽化など自らコントロールできない要因において経営リスクを負う。
- ・修繕が必要となった場合や光熱水費が高騰した場合等の管理経費が課題となる。
- ・修繕額の区分を市と指定管理での負担ルールを定めているが、実際は協議により対応している部分もあり明確に線引きができるように整理が必要である。
- ・大きな削減効果が期待できる管理運営体制、委託業務（内容・方法・委託拡大等）の見直しは利用者サービスの質の低下が懸念される。

(施設使用)

- ・観光・教育等施設の目的以外の施設利用が増加する可能性がある。
- ・使用について考慮している利用（楽器等の使用で音が発生する場合等）についても収入面を考えると使用が容認される可能性がある。

2. 各施設における想定される主な課題

(1) 宇治市文化会館（文化センター）

- ・ホール利用の現状としては市民サークル等の特定利用の比重が大きく、施設の状況、会館知名度、交通利便等が要因となり利用者数の増加見込みは限定的となる可能性がある。

(2) 宇治市市営茶室（対鳳庵）

- ・自主的なPRによる利用者の増加に伴い、利用者の待ち時間の増加や1日に受入可能な観光客数をオーバーする可能性があり、観光客の満足度の低下を招く恐れがある。

(3) 宇治市植物公園

- ・指定管理料基準額を算出するための使用料収入を過去5年間の平均とした場合、例えば植物公園では、平均額と最低額に300万円ほどの差があり、これを補うのはかなり難しい（全員有料の大人の入場者の5,000人増が必要）。
- ・「植物公園あり方検討委員会」にて、あり方について検討を行っているところであるため、今回の検討と整合性を取る必要がある。

(4) 黄檗公園・西宇治公園

- ・体育館等では平均の稼働率が7割を超えており、また、ここ数年横ばいの状況であるため、今後大幅な使用料の増は見込めない恐れがある。

(5) 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば

- ・場所使用業務に関する性質上、自主事業等による入場料収入などは期待できない。

(6) 宇治市コミュニティセンター

- ・地域に根ざした地区コミュニティ推進協議会に管理運営を委託しており、施設の性格からも利用料金制はなじまないと考える。

(7) 自転車等駐車場

- ・高齢者雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために団体を指定しており、利用料金制の求めるサービスの拡大に繋がるか不透明である。
- ・自転車等駐車場は現状8施設が賃貸借地にて運営しており、賃貸借地の契約が更新できない等の事由により、協定期間内で施設を使用できなくなった際の損失の補填などのリスクについて、整理が必要である。

(8) (仮称) お茶と宇治のまち歴史公園

- ・PFI事業施設についての非公募の規定はあるものの指定管理取扱方針を定める必要がある。